

2007年4月3日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 殿

東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル
株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町 勝



回 答 書

前略 貴法人からの申入書（2007年3月2日付。同月5日弊社到達。）に対して、次のとおり回答いたします。

まず、解約事由についてですが、弊社では、従来、「LEC講座申込規定」の「3. 解約・返金等」（以下、「解約・返金条項」といいます。）に例示列挙している「ご本人の死亡、重大な疾病」以外にも、精神的な不調、当社の対応ミス、他資格への合格や就職決定、経済状況の悪化、転居、受験資格の確認ミス、重複申込等、実際の運用としては、個別にご相談させていただき、解約のお申出に応じてまいりました。

貴法人ご指摘の判例等をふまえ、これらの解約事由を広く規定内に列挙すべく、現在社内で作業を進めております。

次に、返金額についてですが、現行の解約・返金条項に定める解約手数料は、特定商取引法の趣旨を踏まえて規定したのですが、この機会に、平成17年（受）第1930号（最高裁判所第三小法廷 解約精算金請求事件 平成19年4月3日判決）等の判例の趣旨を踏まえて、受付手続等にかかった経費実費等の標準額を再計算し、上記解約事由と合わせて見直し作業を進めております。

以上、ご回答申し上げます。

草々